

お知らせ なんたん



第125号(3の2)平成23年3月25日発行

東北関東大震災の義援金募金箱を4カ所に設置しました

南丹市では、今回の東北関東大震災により甚大な被害を受けられた被災者の方々への義援金を受け付けています。市役所の執務時間中(平日の午前8時30分～午後5時15分)に、社会福祉課、各支所健康福祉課の窓口に募金箱を設置していますので、皆様のご協力をお願いします。

なお、日本赤十字社を通じて届けますので、**義援金(現金)のみの受け付けとし、救援物資の受け付けは行いません。**

◇問合せ先 社会福祉課 TEL (0771) 68-0007

市街化区域内の農地の固定資産税について

南丹市は近畿圏整備法に定める近郊整備区域内の特定市となり、市街化区域内の農地は宅地並評価の一般市街化農地から特定市街化農地の課税方法に変わります。合併以前から市街化農地であった土地は、合併特例法に基づき一般の市街化区域内農地の課税を継続していましたが、特例の期限が切れる平成23年度からは、現況が農地の場合は、特定市街化区域農地として課税します。評価額の計算の方法については変更ありません。平成23年度賦課期日(1月1日現在)で、現況が農地以外となっている場合は、現況地目に応じた評価および課税を行います。また、生産緑地の指定を受けられた市街化農地は、市街化調整区域内の状況が類似する農地から価格を比準し、平成23年度から評価および課税を変更します。なお、生産緑地指定後も都市計画税の課税対象となります。

●**特定市街化区域内農地の税額計算**(ほとんどの農地は①の計算により税額を算出) 次の①、②のうちいずれか低い額×税率(固定資産税:1.5%、都市計画税:0.2%)
①当該年度の宅地並評価額×特例率(固定資産税は3分の1、都市計画税は3分の2)×軽減率

年度	初年度目(H23)	2年度目(H24)	3年度目(H25)	4年度目(H26)
軽減率	0.2	0.4	0.6	0.8

②ア. 負担水準が80%以上100%未満の場合→前年度の課税標準額と同額
イ. 負担水準が80%未満の場合→前年度の課税標準額+当該年度の宅地並評価額×特例率×5%

※②にあつては、以下の範囲に限定されます。

上限=(当該年度の宅地並評価額×特例率)×8/10×税率
下限=(当該年度の宅地並評価額×特例率)×2/10×税率

◇問合せ先 税務課 TEL (0771) 68-0004

各支所 地域総務課 TEL 八木(0771) 68-0020
日吉(0771) 68-0030 美山(0771) 68-0040

行政相談委員による相談所の開設予定について

総務省では、行政に対する皆様のご意見をお聴きし行政運営に反映させる行政相談を行っており、南丹市では年間を通じて定期的に相談所を開設しています。年度前半の開設日は以下の予定となっていますので、お気軽にご利用ください。予約は不要です。

●**相談所開設予定(4月～9月)**

※時間はいずれも午後1時～4時まで。社会福祉協議会の「心配ごと相談」と併設です。

場所	園部公民館	八木公民館	社会福祉協議会 日吉支所	美山基幹集落 センター
4月	5日(火)	—	19日(火)	—
5月	—	10日(火)	—	24日(火)
6月	7日(火)	—	21日(火)	—
7月	—	12日(火)	—	26日(火)
8月	2日(火)	—	16日(火)	—
9月	—	13日(火)	—	27日(火)

◇問合せ先 総務課 TEL (0771) 68-0002

多重債務無料法律相談のご案内

借金の返済でお悩みの方を対象に、弁護士が相談に応じます。借金問題は必ず解決できます。まずはお問い合わせください。秘密厳守。相談無料。

●**日時** 4月26日(火)午後4時～7時【予定】(1人45分以内)

●**場所** 園部公民館 ●**予約** 開催日の前日までに下記問合せ先にお申し込みください。

※上記以外の無料相談会場もご案内しています。まずはご相談ください。

◇問合せ先 商工観光課 TEL (0771) 68-0050 各支所産業建設課
南丹広域振興局商工労働観光室 TEL (0771) 23-4438

市民提案型まちづくり活動支援交付金について

南丹市では、市民協働をさらに推進し、将来にわたって市民の皆さんが誇りを持つことができる個性的で魅力ある地域社会を実現するため、平成23年度も南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金制度を設ける予定です。4月1日から受け付けを開始する予定ですので、制度の活用を検討されている団体などは準備をお願いします。なお、課題設定型のテーマは、4月1日以降改めてチラシ、ホームページなどでご案内します。

●**交付対象事業**

①自由提案型事業:市民団体が自由なテーマで提案する社会的または地域的な課題解決に関する事業(補助率:交付対象経費の10/10以内(10万円を限度))

②課題設定型事業:市が設定したテーマに基づき、市民団体が提案する社会的または地域的な課題解決に関する事業(補助率:交付対象経費の10/10以内(20万円を限度))

●**交付対象** 要綱に定める要件を満たし、市内を主な活動範囲とされている市民団体など

●**提案締切** (第1回)5月6日(金)午後5時まで

(第2回)9月ごろを予定しています。(改めてお知らせします)

●**提案方法** 所定の様式(ホームページ、企画推進課、各支所地域総務課で入手できます)に必要な項目を記入いただき、企画推進課または各支所地域総務課にご提出ください。後日当方からヒアリング日程を連絡させていただきます。

●**提案事業の採択** 提案いただいた事業は、ヒアリングなどで内容を確認させていただいた上、選定委員会で提案事業の選定を行います。詳しくは下記問合せ先にお問い合わせください。

◇問合せ先 企画推進課 TEL (0771) 68-0003

地域力再生プロジェクト支援事業交付金について

京都府では、地域に暮らす皆さんが協働して自主的に、暮らしやすく魅力的な地域にしようと工夫して取り組まれる「地域力再生活動」を支援します。平成23年度第1回目の募集が下記のとおり行われますのでお知らせします。

●**名称** 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金

●**対象団体** 地域住民が主体的に参画し、地域力再生に取り組む団体(営利を主とする団体や特定の政治、思想、暴力団などに関わる団体は対象外)

●**交付金の種類など**

支援メニュー	特長など	交付率(上限額)	
		京都府	市町村(市町村振興協会)
①公共的サービス活動	地域住民が互助により、地域づくりの基盤となる活動	1/3以内(100万円)	1/3以内(100万円)
②小さな公共的サービス活動	収入が得にくい分野で対象経費が30万円以下の活動	2/3以内(20万円)	1/3以内(10万円)
新③国民文化祭連携活動	国民文化祭「イベント絵巻」と連携した活動	—	—
④ビジネス志向型活動	ビジネス的な手法を活用して、安定的な運営を見込む活動	1/3以内(150万円)	1/3以内(150万円)
⑤地域力パートナーシップ推進枠	京都府と協働プラットフォームで立案した事業に取り組む活動	1/3以内(200万円)	1/3以内(200万円)
新I 公共空間活用推進事業	公共空間を活用した活動	—	—
新II 広域イノベーション事業	既存の枠組みを超えた広域的な新たな仕組みをつくる活動	2/3以内(650万円)	—
新III 市町村協働事業	市町村との協働で取り組む活動	—	—

●**事業要件** 「地域性」「公共性」「自立性・持続性」「熱意・主体性」「新規・工夫性(拡充、再興を含む)」を有していること。

●**募集期間** (第1回)4月1日(金)～5月6日(金)

(第2回)9月1日(木)～9月30日(金)

●**事前相談窓口** 南丹広域振興局企画振興室 TEL (0771) 24-8430

京都府府民生活部府民力推進課 TEL 075-414-4452

●**その他** 募集要項は、企画推進課、各支所地域総務課に備え付けています。また詳細および申請書類は、京都府のホームページからダウンロードすることができます。(http://www.pref.kyoto.jp/chiiikiriyoku/)

◇問合せ先 企画推進課 TEL (0771) 68-0003